

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の策定

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、若狭町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的とする。

### 第2 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

構 成	内 容
第1編 総 則	町および関係機関が防災に関して処理すべき事務および業務の大綱、想定される被害等について定める。
第2編 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。
第3編 一般災害対策計画	風水害、雪害、大規模事故等における災害応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町および関係機関が行うべき応急対策計画について定める。
第4編 地震災害対策計画	地震発生直後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町および関係機関が行うべき応急対策計画について定める。
第5編 災害復旧・復興計画	住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組みおよび復興の基本方針等について定める。
資 料 編	上記各計画に関連する資料

### 第3 計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認めるものについては、住民に対して周知徹底を図る。また、各防災関係機関は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

### 第4 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニケーション等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う住民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方や、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災現場における女性の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。さらに、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

さらに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。過去の災害の教訓を踏まえ、すべての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで協力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

### 第5 計画の修正

この計画は恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは若狭町防災会議においてこれを修正する。

## 第2節 若狭町の概況

### 第1 位置および地勢

若狭町は、平成17年3月に上中町と三方町が合併して誕生した新しい町で、福井県南部の嶺南地方に位置する。町の東は美浜町、西は小浜市、南は滋賀県高島市とそれぞれ接し、北方は若狭湾に面しており、その面積は178.49km<sup>2</sup>である。

町の北部は、平成17年にラムサール条約に登録された三方五湖や常神半島を擁し、若狭湾国定公園に指定される美しいリアス式海岸が続く。南部は滋賀県境に源を発する「北川」が北西に向かって流れ、その流域に狭長な平野を伴いながら小浜湾に注ぐ。

交通機関は、JR小浜線が町の中央をほぼ南北に通った後、市場（上中庁舎）付近から北川に沿って北西方向に通過する。また、主要道路として一般国道27号がJR小浜線と並行するように町の平野部を通り、町の北部では一般国道162号が若狭湾の海岸線を縫って東西に通じる。さらに、町の南部では三宅で一般国道27号と合流する一般国道303号が熊川を経て滋賀県に通じる。平成26年7月に全線開通した舞鶴若狭自動車道は、中国自動車道、名神高速道路、北陸自動車道と一体となって広域ネットワークを形成している。

### 第2 自然条件

#### 1 気象

本町の気候は、北西の季節風による多雪、日本海を発達した低気圧が通過する時に生じるフェーン現象など、北陸地方特有の特徴を持っている。また、県内では嶺北よりも緯度が低く、山陰地方に近い気象の現れることもあり、北陸と山陰の気象要素を合わせ備えている。

##### (1) 気温

気象庁により観測されている小浜（アメダス）の年平均気温の平年値は14.6℃で、月平均気温は1月の3.7℃が最も低く、8月の26.8℃が最も高い。また、気温の極値は、平成26年7月26日に38.7℃の日最高気温を、昭和59年2月12日に-10.1℃の日最低気温を記録している。

##### (2) 降水量

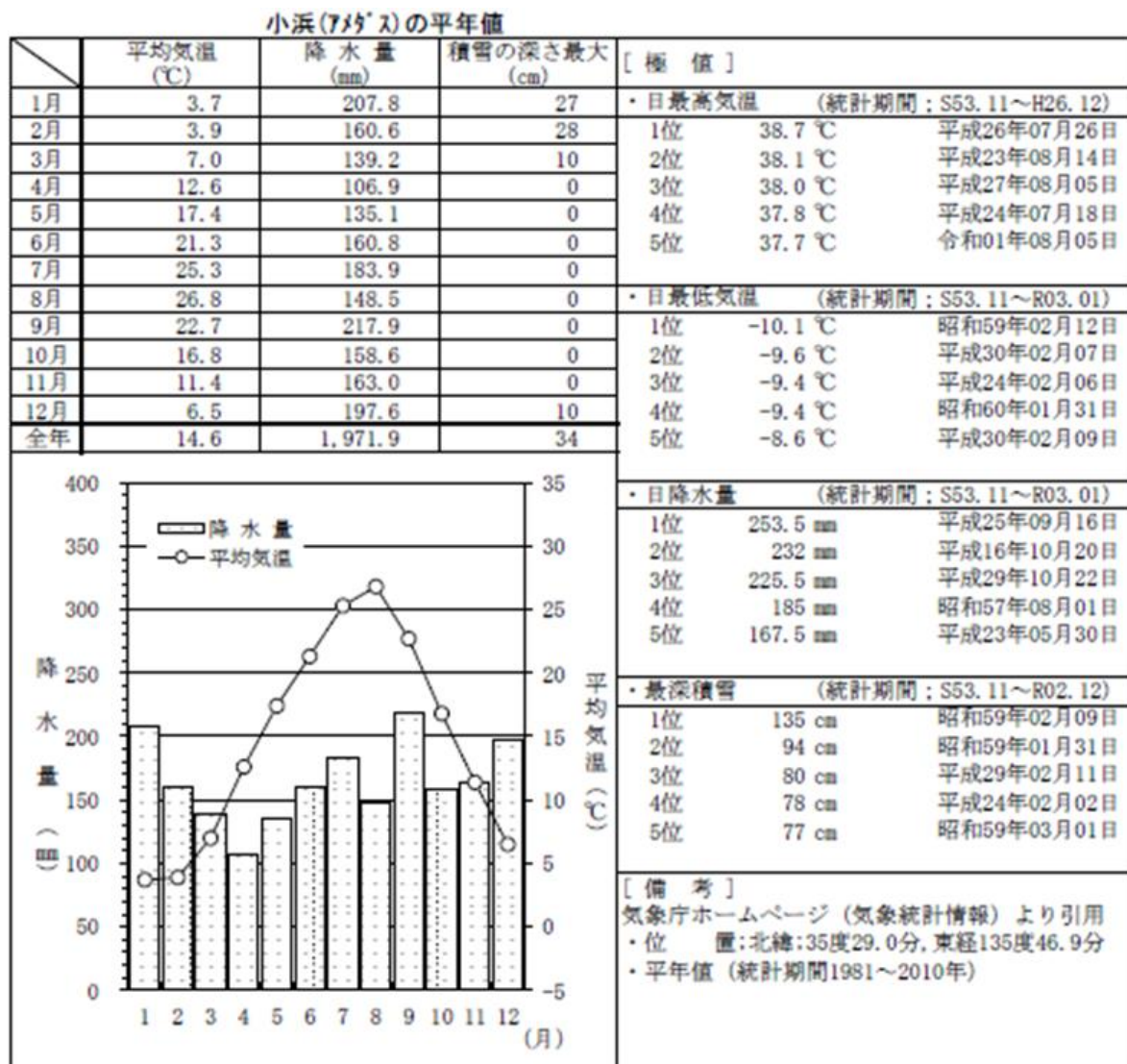
小浜（アメダス）の年降水量の平年値は1,971.9mmで、福井の2,237.6mmより1割余り雨が少ない傾向を示す。月別には9月の平年値が217.9mmと最も多く、次いで1月の207.8mmが続き、季節的には秋雨期と冬期に降水量が多い。また、降水量の極値として、平成25年9月16日に253.5mmの日降水量を記録し、平成25年9月の月降水量は654.0mmとなっている。逆に、月降水量が最も少なかったのは、昭和60年8月の10mmである。

##### (3) 積雪の深さ

小浜における積雪の深さは11月から翌年3月まで観測されており、月最深積雪の平年値は1月と2月に25cmを超えるが、その他の月は10cm以下である。しかしながら、昭和59年には135cm(昭和59年2月9日)に達する極値を記録し、いわゆる59豪雪に見舞われている。また、最近10年では平成29年2月11日に80cmの積雪の深さを記録したほか、平成24

年2月2日に78cmの積雪に見舞われている。

小浜(アメダス)における平年値・極値

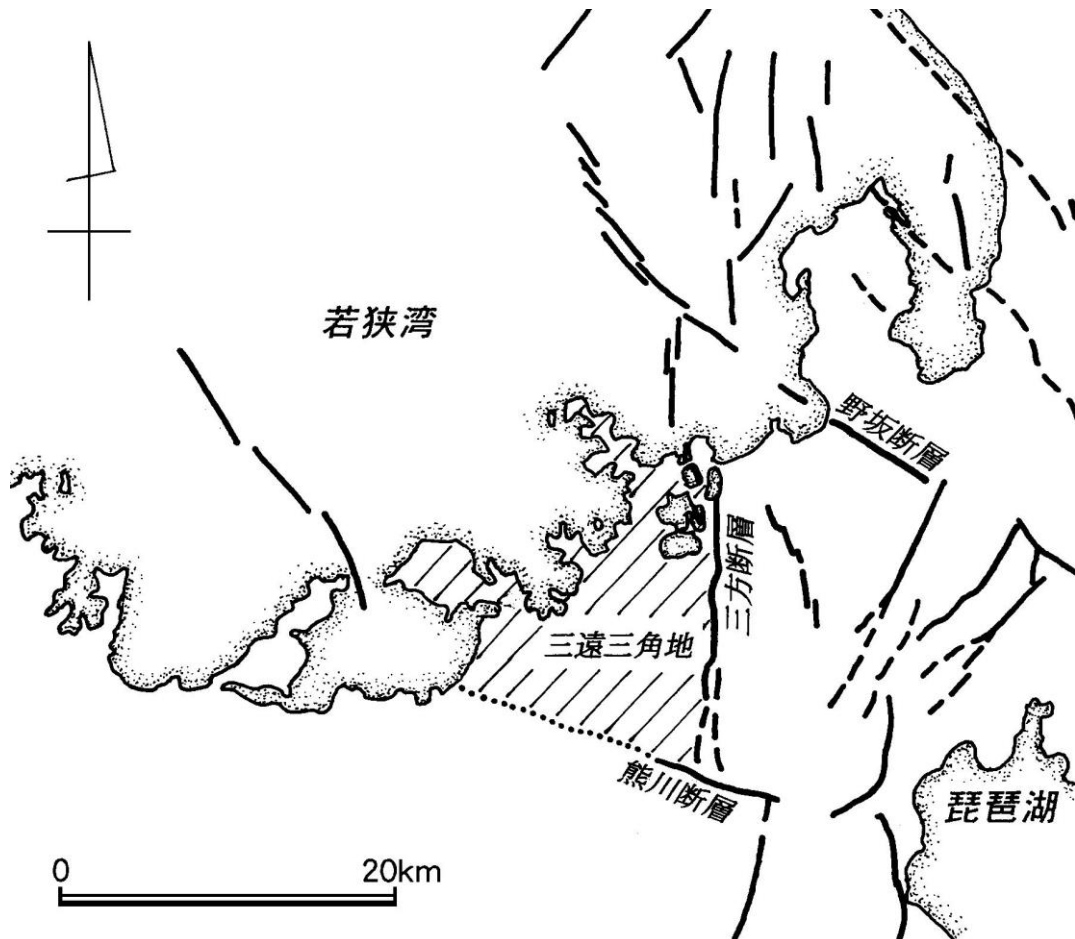


2 地形地質の概要

本町の地形は、嶺南山地に属する東部～南部の湖北山地と西部の三遠山地および、嶺南低地に属する小浜平野と三方平野に大別される。

東部から南部にかけて連なる湖北山地は、雲谷山(786m)、三十三間山(842.3m)、駒ヶ岳(780m)、千石山(682m)などを擁する中起伏山地(尾根と谷の高低差(起伏量)が400～600mの山地)を形成し、西部の三遠山地は、概して小起伏山地(起伏量が200～400m未満の山地)を形成する。また、この山地の間には、小浜平野の南縁を東西に走る「熊川断層」と三方平野の東縁を南北に走る「三方断層」があり、この2つの断層で挟まれた地域は「三遠三角地」と呼ばれる。この三遠三角地に含まれる海岸線は、若狭湾の中でも顕著な沈降地形(リアス式海岸)を示すとともに、平野は内陸に深く狭長な埋積平野が伸び、山麓線は著しい屈曲を示す。さらに、三方五湖は三遠三角地の沈降で生じた谷間に水を湛えた沈水湖である。

一方、町域を構成する地質は、砂岩・粘板岩・輝緑凝灰岩・チャートなどの固結した堆積岩と花崗岩類を基盤岩とし、平野の大部分は、これらの基盤岩を覆う未固結の泥・砂などから成る沖積層が分布する。ただし、三方平野では、美浜町金山～気山にかけて一般国道 27 号および JR 小浜線の両側に洪積層の段丘面が広がるが、小浜平野では段丘面の発達に乏しい。



若狭湾周辺の活断層

### 3 河川の現況

町域に分布する主要な河川は、三方平野ではその中央部を鱒川が北流して三方湖に注ぎ、小浜平野ではその中央部を北川が西流し、鳥羽川がこれに合流する。また、北川水系に属する北川、野木川、中川、杉山川、鳥羽川、安賀里川、河内川の 7 河川は一級河川に、鱒川、高瀬川、久々子湖、水月湖、管湖ならびに三方湖は二級河川に指定されている。

### 第3 社会条件

#### 1 人口および世帯数

本町の令和2年10月1日現在（国勢調査）の人口は14,003人で、世帯数は4,830世帯である。また、年齢別の人口構成は（令和2年10月1日現在）、65歳以上の高齢人口が35%余りを占め、0～15歳の幼少年齢人口は12%程度に留まっており、少子高齢化が進行している。

#### 人口

区 分	世帯数 (世帯)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	男/女 (%)	1世帯当 たり人員 (人)
平 12.10.1 (国調)	4,716	17,313	8,302	9,011	92.1	3.7
平 17.10.1 (国調)	4,828	16,782	8,028	8,754	91.7	3.5
平 22.10.1 (国調)	4,994	16,099	7,781	8,318	93.5	3.2
平 27.10.1 (国調)	4,871	15,257	7,296	7,961	91.6	3.1
令 2.10.1 (国調)	4,830	14,003	6,702	7,301	91.8	2.9

#### 年齢別人口（令 2.10.1）

区 分	総 数 (人)	男 (人)	女 (人)
0歳～14歳	1,738	868	870
15歳～64歳	7,156	3,641	3,515
65歳 以上	5,109	2,193	2,916

#### 2 社会経済的条件

町域では、主要な平野部を結ぶように JR 小浜線ならびに一般国道 27 号が通るほか、一般国道 303 号が北川に沿って南東方向に延び滋賀県に至り、舞鶴若狭自動車道が全線開通したことから、若狭地方においては、近畿・中京方面への交通の要所となっている。

一方、町の産業は第2次産業の増減は小さいものの、近年は農業を主体とする第1次産業が減少し、サービス業を含む第3次産業が増加する傾向にあり、平成 27 年の就業人口の約 64%が第3次産業に従事する。

### 第3節 災害の履歴

#### 第1 風水害・土砂災害の履歴

町域で発生した風水害の記録のうち、その被害状況が明らかな昭和以降の履歴についてみると、昭和28年と昭和40年に人的被害を含む大災害に見舞われており、両年の水害では災害救助法が適用されている。また、昭和34年の伊勢湾台風や平成11年8月の大雨は人的被害がなかったものの、建物の損傷や浸水被害が記録される。

なお、土砂災害は、昭和28年および昭和40年の大水害時に観音川をはじめとする多くの河川で土石流が発生して集落に被害を与えたとの記録はあるが、その詳細は明らかでない。

発 生 年 月 日	種 類	気 象 概 況	主 な 被 害 状 況
昭和28年(1953) 9/22～9/26日	台風13号 前線風水害	9/23～26 総雨量 ・三 方 : 379mm ・熊 川 : 368mm	旧)三方町 死 者 : 1人, 負 傷 者 : 5人 住家全壊 : 10戸, 住家流出 : 1戸 住家半壊 : 85戸, 非住家損壊 : 170戸 床上浸水 : 565戸, 床下浸水 : 705戸 旧)上中町 死 者 : 12人, 負 傷 者 : 70人 家屋の流出等損壊浸水 : 533戸 旧)十 村 負 傷 者 : 31人 住家全壊 : 5戸, 住家半壊 : 6戸 非住家損壊 : 11戸, 床上浸水 : 84戸 床下浸水 : 361戸
昭和34年(1959) 9/26～9/27日	伊勢湾台風	台風通過時に嶺北 山間部で2時間雨 量104mm(大谷)	旧)三方町 床上浸水 : 28戸, 床下浸水 : 196戸 非住家損壊 : 5戸
昭和40年(1965) 9/10～9/18日	40.9 三大風水害	16日9時～18日9 時までの雨量 ・三 方 : 415mm ・熊 川 : 445mm ・小 浜 : 334mm	旧)三方町 ※災害救助法適用 死 者 : 1人, 負 傷 者 : 12人 住家全壊 : 26戸, 住家半壊 : 42戸 非住家全壊 : 30戸, 非住家半壊 : 156戸 床上浸水 : 343戸, 床下浸水 : 818戸 旧)上中町 死 者 : 2人
平成11年(1999) 8/14～8/15日	大 雨	14日16時～15日8 時までの雨量 ・観 音 川 : 427mm ・三 方 庁 舎 : 385mm	旧)三方町 住家半壊 : 1戸, その他 : 3戸 非住家全壊 : 6戸, 床上浸水 : 22戸 床下浸水 : 149戸

平成25年(2013) 9/15～9/16日	大 雨	15日13時～16日13 時までの雨量 ・観音 : 399mm ・市場 : 418mm	住家被害 一部損壊 : 1戸, 床上浸水 : 31戸 床下浸水 : 106戸
---------------------------	-----	--	--

## 第2 雪害の履歴

町域で発生した雪害として、いわゆる 56 豪雪と 59 豪雪時の被害記録が上中地域に残されており（「上中町 30 年史」より）、59 豪雪時は人的被害が発生している。しかしながら、最近では暖冬少雪傾向が続いているため、雪害は影を潜めている。

雪害の記録

発生年月日	種類	気象概況	主な被害状況
昭和 56 年(1981) 12/30～ 3/31 日	大雪 (56 豪雪)	旧) 三方町：196cm 倉見観測所 (1/15)	旧) 上中町 一部損壊：11 棟、非住家全壊：1 棟
昭和 59 年(1984) 2/11 日	大雪 (59 豪雪)	旧) 上中町 最高積雪：210cm	旧) 上中町 死者：1 名、家屋半壊：1 棟 一部損壊：16 棟、非住家全壊：3 棟 非住家半壊：7 棟、り災者：6 名

## 第3 地震災害の履歴

福井県内で発生した地震災害として、昭和 23 年の福井地震や昭和 36 年の北美濃地震が知られているが、町域ではこれらの地震に伴う被害記録に特筆すべきものがない。しかしながら、本町は日本列島の中でも特に活断層の密度が高い地域に位置しており、歴史時代には大きな被害地震が発生している。

特に 1662 年(寛文二年)の地震は最も規模が大きく、この地震による地殻変動は多くの文書資料に記載されている。また、最近行われた多くの研究により、この地震時に久々子湖周辺が約 3m、菅湖東岸が 3～4m 隆起したことが明らかとなった。この地盤隆起の結果、菅湖から気山川を通して久々子湖に排水されていた三方湖などの湖の水位が最大で標高 7m 付近まで上昇し、その水位を下げるために浦見川を開削したとされる。

若狭地方における歴史時代の被害地震

発生年月日		マグニチュード	被害等の状況	出典
西暦	和暦			
748 年 12 月 9 日	天平 20 年 11 月 11 日		敦賀で地変の記録あり	①②
1325 年 12 月 5 日	正中 2 年 10 月 21 日	6.5± 1/4	琵琶湖北部地方で被害大、敦賀気比神社倒壊	①②
1544 年 12 月 12 日	天文 13 年 11 月 29 日		越前・若狭地方で地震	②
1662 年 6 月 16 日	寛文 2 年 5 月 1 日	7 1/4～7.6	若狭ー近江西部で被害大、地殻変動に関する記録多い	①②
1683 年 7 月 11 日	天和 3 年 閏 5 月 17 日		若狭三郡で死者 35 名	①②
1748 年 1 月 27 日	延享 4 年 12 月 27 日		若狭三郡で死者 615 名	①②
1963 年 3 月 27 日	昭和 38 年 3 月 27 日	6.9	若狭湾沖合の地震	②

※①：東京大学地震研究所(1981, 1982, 1983, 1984, 1988), ②：服部ほか, (1996). マグニチュードは宇佐見(1996)による.



## 第4節 地震災害の想定

### 第1 想定される地震の適切な想定

#### (1) 最大クラスの地震の想定

災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等を正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

#### (2) 被害想定

被害の全体像の明確化および広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

### 第2 想定地震

想定地震は、本町への影響が大きいと考えられる、三方断層帯（マグニチュード 7.2）、琵琶湖西岸断層帯北部（マグニチュード 7.1）の2ケースを想定し、被害予測を行った。

### 第3 被害予測結果

被害予測結果は、本町においては三方断層帯が琵琶湖西岸断層帯北部より大きな被害をもたらすと予測されることから、以下に三方断層帯地震の被害想定結果の概要を取りまとめる。

#### (1) 地震動

地震動は震度5弱～震度7の範囲と予測され、平野部で震度6弱以上、山地部で震度5強から震度6弱の揺れが予測される。気象庁の震度階級関連解説表によれば、震度5弱以上から建物に何らかの被害が生じることから、強い揺れの予測される平野部では耐震対策を考慮することが望まれる。

#### (2) 液状化危険度

液状化現象とは、地下水位が高く（浅い）柔らかい砂質地盤の地域で強い揺れを受けた場合、地下埋設管や地中の構造物が浮き上がったり、建物の基礎がゆるんだり傾いたりする現象である。本町の場合「液状化の可能性が高い」と判定される。

#### (3) 建築物被害

建築物被害については、建築年代の古い木造建物が被害を受けやすく、同じ建築年の木造建物であっても、1階建てより2階建ての方が被害を受けやすい。

本町の場合、建築物の大部分が木造建築で占められるため、被害想定の結果においても、

木造建物（13,207棟）のうち、1,806棟（13.67%）が全壊すると想定される。

なお、全壊とは、住家の損壊が甚だしく、補修によりもと通りに再使用することが困難な被害程度を表す。

（４）地震火災

地震に伴う火災の発生は、出火の確率が最も高くなる冬季の18時に想定地震が発生した条件で、出火点数6点が想定される。また、何れの予測条件においても延焼火災の発生は想定されない。

（５）人的被害

家屋倒壊等による死者、負傷者、重傷者等について、最も人的被害が大きくなる条件は、冬季の18時に想定地震が発生した条件で、死者40人、負傷者1,766人、重傷者52人、避難者1,269人と想定される。

地震被害予測結果総括表

想定地震		三方断層帯		琵琶湖西岸断層帯北部	
震度		震度5弱～震度7		震度5弱～震度6強	
液化		可能性が高い		可能性が高い	
建築物被害	構造種別	木造	非木造	木造	非木造
	現況棟数（棟）	13,207	3,175	13,207	3,175
	全壊棟数（棟）	1,806	13	233	0
	全壊率（%）	13.67	0.41	1.76	0.00
季節・時刻の条件		冬（18時）	春秋（16時）	冬（18時）	春秋（16時）
火災被害	出火点数（棟）	6	3	2	2
	焼失棟数（棟）	4	2	2	1
	焼失率（%）	0.00	0.00	0.00	0.00
人的被害	死者（人）	40	20	2	0
	負傷者（人）	1,766	1,517	1,653	1,419
	重傷者（人）	52	41	2	2
	避難者（人）	1,269	1,096	618	532

注）火災被害における風速条件は2.0m/sとする

## 第5節 津波による被害の想定

### 第1 想定される津波の適切な設定

#### (1) 最大クラスの津波による浸水の想定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）（以下、「津波法」という。）第8条第1項の規定により、福井県が作成および公表した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定図によるものとする。

#### (2) 被害想定

被害の全体像の明確化および広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果ができるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

### 第2 津波災害対策の基本的な考え方および津波想定

#### (1) 津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

	津波レベル	基本的考え方
最大クラスの津波 (L2 津波)	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。</li> <li>・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。</li> </ul>
比較的発生頻度の高い津波 (L1 津波)	最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年の頻度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。</li> <li>・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘りが強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。</li> </ul>

(2) 津波想定

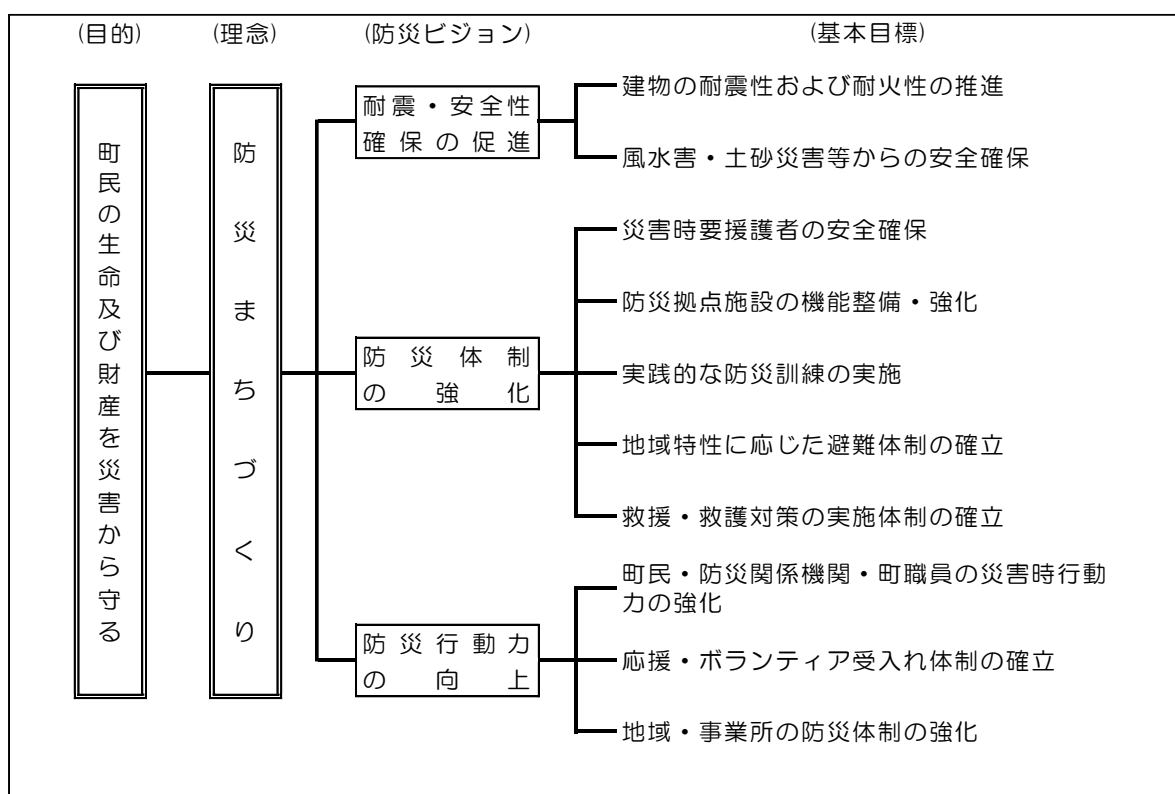
本町における津波の想定は、津波法第8条第1項の規定により、福井県が作成および公表した最大クラスの津波を想定した津波浸水想定図によるものとする。(浸水面積18ha、最大津波高3.8m(常神付近))

## 第6節 計画の基本方針（防災ビジョン）

町民の生命および財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点のもとに、本町における防災施策の基本理念を「防災まちづくり」とする。

防災まちづくりとして、町は災害に強い町並みの整備（構造的対策）と防災体制の強化を推進するとともに、防災行動力の向上を図ることで、「防災まちづくり」を目指した防災施策を総合的に推進する。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方についても考慮し、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。



### 1 耐震・安全性確保の促進

#### (1) 建物の耐震性および耐火性の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)による対象建物は耐震調査を行い、耐震補強設計および補強工事を促進するとともに、一般住宅等の耐震・耐火調査および補強工事を推進する。

#### (2) 風水害・土砂災害等からの安全確保

河川の氾濫に伴う浸水や土石流災害、崖崩れ、地すべり等の災害から安全が確保できる避難施設の整備を推進する。

### 2 防災体制の強化

#### (1) 要配慮者の安全確保

介助支援等を必要とする要配慮者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施

できる環境をつくる。

(2) 防災拠点施設の機能整備・強化

災害が発生した直後の混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備や、緊急物資の備蓄等の強化に努める。

(3) 実践的な防災訓練の実施

実践的な防災訓練を実施することにより、災害時の行動力を強化するとともに、防災活動の検証を行う。

(4) 地域特性に応じた避難体制の確立

各種災害に関するハザードマップの整備を推進し、地域の災害特性に合わせた避難体制を確立する。

(5) 救援・救護対策の実施体制の確立

広域的で同時多発する災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策が実施できる支援体制の整備を推進する。

3 防災行動力の向上

(1) 町民・防災関係機関・町職員の災害時行動力の強化

町民・防災関係機関・町職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に留めて混乱から素早く立ち直る。また、家族や社会的弱者の安全を守るとともに、地域の防災力を最大限発揮できるリーダーシップを育成する。

(2) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

大規模災害時を想定した相互応援態勢を確立するとともに、ボランティア等による救援活動が適切に行えるよう、関係機関と協力してその受入れ体制の整備を図る。

(3) 地域・事業所の防災体制の強化

地域や事業所における被害および負傷者に対してお互いに協力できるよう、地域住民の自主的な防災組織や、事業所の自衛防災組織等の育成・充実を図る。

## 第2章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

### 第1節 各機関の責務

#### 第1 若狭町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

#### 第2 福井県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を超えて広域に渡るとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

#### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

#### 第4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県および市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 第5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また、県、町および防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 第6 住民

住民は、日頃から災害に備え、町、県をはじめ防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち積極的に自主防災活動を行う。

また、地震発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や要配慮者の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行なっている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

## 第2節 処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関等は、防災に関しおおむね次の事務または業務を処理するものとする。

### 第1 若狭町

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 若 狭 町	(1) 若狭町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集および広報 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保 (9) 災害対策要員の動員、借上げおよび協力の要請 (10) 災害時における交通、輸送の確保 (11) 災害時における文教対策 (12) 被災施設の復旧 (13) 被災町営施設の応急対策 (14) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (15) 要配慮者支援体制の整備
2. 敦賀美方消防組合 若狭消防組合	(1) 災害予防ならびに町民の生命・身体および財産の保護 (2) 災害時における救助および避難の誘導

### 第2 福井県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 福 井 県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育および訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (8) 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通および輸送の確保 (10) 災害時における文教対策

	(11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん
2. 嶺南振興局 二州県民企画振興室 若狭県民企画振興室	(1) 振興局各機関との連絡調整
3. 嶺南振興局 二州農林部 農村整備部	(1) 農作物の災害応急対策等の指導
4. 嶺南振興局 敦賀土木事務所 小浜土木事務所	(1) 道路、橋りょう、河川等の公共土木施設の維持管理ならびに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
5. 嶺南振興局 二州健康福祉センター 若狭健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護などの実施 (2) 災害時における公衆衛生の向上および増進 (3) 医薬品および防疫用薬剤等資材の調達
6. 嶺南振興局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾施設の維持復旧 (2) 被災施設の復旧
7. 嶺南振興局 税務部	(1) 災害時における税の特別処置
8. 敦賀警察署 小浜警察署	(1) 災害時における住民の生命・身体および財産の保護 (2) 社会的秩序の維持および安全の保持 (3) 情報の収集および広報活動

### 第3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 東京管区气象台 福井地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測による成果の収集および発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実と予報、通信施設の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関、住民への伝達 (4) 緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援、協力 (6) 災害発生時における気象状況の推移、予想の解説等の実施 (7) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

2. 北陸農政局 福井県拠点	(1) 災害時における主要食糧の確保と引渡 (2) 災害対策用備蓄乾パン等の要請、運送および引渡
3. 近畿中国森林管理局 福井森林管理署 小浜森林事務所	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
4. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川国道維持出張所	(1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (2) 直轄河川・直轄国道区間の災害の発生防ぎよと拡大防止 (3) 直轄管理区間の水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 (4) 直轄公共土木施設の復旧 (5) 緊急災害派遣隊（TEG-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害対応の実施
5. 中部運輸局 福井運輸支局	(1) 所管する交通施設および設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 (3) 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 (4) 特に必要があると認める場合の輸送命令
6. 第八管区海上保安本部 小浜海上保安署	(1) 海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去および規制 (3) 海上衝突予防法および港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒 (5) 海象の観測および通報
7. 福井労働局 敦賀労働基準監督署 敦賀ハローワーク 小浜ハローワーク	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導 (3) 災害時における労働者等の供給 (4) 被災者に対する職業のあっせん等
8. 北陸総合通信局	(1) 電波の監理および有線電気通信の確保 (2) 災害時における非常通信の確保

#### 第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自 衛 隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

#### 第5 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 西日本電信電話(株) 福井支店	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 被災通信施設の復旧

2. 日本赤十字社 福井県支部	(1)災害時における被災者の救助、保護 (2)災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3)義えん金品の募集、配分 (4)災害時の血液製剤の供給
3. 関西電力(株)	(1)施設の整備と防災管理 (2)災害時における電力供給の確保 (3)災害対策の実施と被災施設の復旧
4. 西日本旅客鉄道(株)	(1)施設等の整備と安全輸送の確保 (2)災害時における輸送の確保 (3)災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 (4)被災施設の復旧
5. 日本通運(株)	(1)安全輸送の確保 (2)災害対策用物資等の輸送 (3)転落車輛の救出等
6. 土地改良区	(1)土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2)災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
7. 報道機関	(1)住民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 (2)住民に対する災害応急等の周知 (3)社会事業団等による義えん金品の募集、配分等の協力
8. 日本郵便(株) (町内郵便局)	(1)災害時における郵便業務の確保 (2)災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 (3)災害時における郵便局の窓口業務の維持

## 第6 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 三方郡医師会 小浜医師会	(1)医療救護班の編成および連絡調整 (2)災害時における医療救護活動の実施
2. 若狭町社会福祉協議会	(1)要配慮者の救護活動 (2)災害時のボランティア受入れ、調整等
3. JA 福井県	(1)町が行う被害状況調査および応急対策の協力 (2)農作物の災害応急対策の指導 (3)被災農業に対する融資、あっせん (4)農業生産資材および農業生活資材の確保、あっせん (5)農作物の需給調整
4. れいなん森林組合	(1)町、県が行う被害状況調査およびその他応急対策の協力 (2)被災組合員に対する融資、あっせん

5. 若狭三方漁業協同組合	(1) 組合員の被災状況調査およびその応急対策 (2) 漁船および共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 (3) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (4) 防災に関する情報の提供 (5) 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力
6. わかさ東商工会	(1) 商工業者への融資、あっせんの実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資および復旧資材の確保、協力、斡旋
7. 病院等医療施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容、保護 (3) 災害時における負傷者等の医療、助産および救助
8. 社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護
9. 金融機関	(1) 被災者、被災事業者に対する資金の融資
10. 文化事業団体	(1) 町、県が行う応急対策等への協力
11. 危険物関係施設管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
12. 自動車運送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送